

V.

法令順守の原則－法令その他の社会ルールを守る I R

市場の一員としての自覚に基づき、法令や規則を順守し、
企業市民として社会一般のルールを守り適切に行動し、社会の信頼を得る

【基本姿勢】

- ① I R・情報開示に関する法令・規則を学び、順守する
- ② 適時・公平・一貫した情報開示を実行する
- ③ 信頼性の高い情報を開示するための内部統制や組織・体制を構築する

【実行の手引き】

- ① I R・情報開示に関する法令・規則を学び、順守する
 - 会社法・金融商品取引法・証券取引所が定める規則の目的と整備状況をチェックする
 - インサイダー取引規制や株価操縦等の不正行為に関し、随時、研修の機会を設ける。例えば東京証券取引所「企業担当者のためのインサイダー取引規制セミナー」「上場会社向けディスクロージャーセミナー」「東証COM L E C－eラーニング研修サービス」などがあげられる
 - 株主の利益を損なう、企業価値を棄損するような行動は取らない。例えば不透明な資金調達や株式併合等はない
- ② 適時・公平・一貫した情報開示を実行する
 - 株価や投資判断に影響を及ぼすような情報はすみやかに一般向けに公表し、自社のウェブサイトにも掲載する
 - 決算情報は、締め日以降45日以内（できれば30日以内）に公表し、すみやかに投資家向け説明会やウェブサイトの詳細を説明する
 - 財務諸表の比較可能性を保つため、作成基準や決算数値の前提に変更があった時は、決算発表の際に具体的に説明する
 - 投資関係者から取材を受ける時は、複数で対応し、誤解を招かないようにする
 - 業績予想の前提を可能な限り開示し、予想を修正する場合は直ちに開示し、丁寧に説明する
- ③ 信頼性の高い情報を開示するための内部統制や組織・体制を構築する
 - 有効な内部統制システムを構築し、内部統制報告書などを通じて具体的に内容を公表する
 - 開示に至るプロセスを整え、東京証券取引所「適時開示に係る宣誓書」などを通じて公表する
 - 事件や事故が起きたとき、すみやかに情報開示する体制を整える